

[1] 生徒心得

高校生としての誇りと使命を自覚し、その言動に責任を持つことはもちろん、常に心身の健全な発達を図り、有為な社会人たると同時に、職業人としての資質を養うよう心がけなければならない。以下、本校生徒の日常生活の指針を示す。

1 学業

- (1) 授業中は楽な態度でよいが、専心授業に集中して、教師に対して失礼な言葉遣いをしたり、奇声、悪戯をして他に迷惑をかけてはいけない。
- (2) 授業中の入退室については、その時の教科担任の許可を受けること。
- (3) 休息時は学習の整理、教室の移動、用便、休養にあてるための時間で、騒いだり、室内で運動したりしないこと。
- (4) 登校後、放課までに校外に出るときは、必ず学級担任・生徒指導部の許可を得て、早退・外出許可書（様式3）を持参すること。
- (5) 余暇を善用して、自学・自習の習慣をつけること。
- (6) 常に礼儀をわきまえ、敬意を持って人に接すること。

2 服装及び所持品

(1) 共通

- ① 服装は各人の教養の程度を表すものであるから、常に良識ある服装をし、華美・流行に走る事なく全て実用を旨とすること。
- ② 防寒着は実用を旨とし、華美でないものを着用すること。セーター・カーディガンの色は、黒・紺・グレー・茶・アイボリー系の無地とし、上着の下に着用する。
- ③ 上履きは、学校指定のスリッパとする。下履きは靴とし、革（合皮）靴（主に黒または茶）または運動靴とする。
- ④ 実習服、体育時の服装については、学校で指定したものを使用すること。
- ⑤ 許可された場合のみ異装を認める。必要がある場合は、予め異装願を出して許可を得ること。
- ⑥ 所持品は、学習に不要な物は一切所持してはいけない。特に危険物としての刃物等の携帯は、厳重に禁止する。
- ⑦ 携帯電話・スマートフォンは、始業前から始業後までの間は、電源を切り管理を徹底すること。始業時間中および校舎内においての使用は不可とする。
- ⑧ 化粧・装飾品等は不可する。リップは無色のみを許可する。指輪、ネックレス、イヤリング、ピアス等の装飾および持ち込みは学習に必要なため不可とする。
- ⑨ マフラーは、華美でないものとする。
- ⑩ 夏季には上着を略することができる。期間は、6月1日より9月30日までとする。ただし、前後1カ月間を移行期間とする。
- ⑪ 眉毛は形を変えずに整えることは可とするが、剃ったり、抜いたりまたは染めたりすることは不可とする。
- ⑫ 靴は、流行に走ることなく、高価なものは避け、華美でないものとする。
- ⑬ 地毛が縮毛や茶色い場合は、担任に速やかに申し出ること。

(2) I型

- ① 制服は、学校指定の制服（標準型学生服）とする。なお、服装用品や所持品には記名し、上着は第1ボタンまで留めること。

② 夏季略装期間の服装（詳細）

シャツは学校指定の白のYシャツ（長袖、半袖）とし、Yシャツの左胸に校章をつける。Yシャツの中に着るインナーは、白色の無地または指定のTシャツを着用する。ただし、Yシャツの上に標準型学生服を着用する場合のインナーはこの限りでないが華美でないものとする。ボタンは第2ボタンまで留める。

③ ズボンは、標準型学生ズボンとし、ウエストサイズの合ったものを着用すること。

④ ベルトは穴あきのものであれば、横一列とする。色は黒で、材質は革か布製とし、装飾等のないものとする。

⑤ 靴下は白、黒、グレー、紺、茶の無地(1ポイント可)とする。原則として長さは、スニーカーソックスからハイソックスとする。

⑥ 頭髪等については、以下の基準とする。

頭髪は流行に走らないこと。衛生面を考慮し、前髪は目にかからない程度とする。ただし、眉がすべて隠れるような前髪は証明写真等で眉が見えることが望ましいため不可とする。横は耳にかからない程度とし、後ろは襟にかからない程度とする。パーマ・カール・脱色・染髪およびモヒカン等の特異な髪型は不可とする。ツープロックは原則可とするが、別途細則に従う。

(3) II型

① 学校指定のブレザーおよびスカート（またはズボン）を着用し、服装用品や所持品には記名すること。指定のネクタイの着用は必須とし、スカート丈を短くする等の改造は不可とする。

② 夏季略装期間の服装（詳細）

シャツは学校指定の白のYシャツ（長袖、半袖）とし、Yシャツの左胸に校章をつける。Yシャツの中に着るインナーは、白色の無地または指定のTシャツを着用する。ただし、Yシャツの上にブレザーを着用する場合のインナーはこの限りでないが華美でないものとする。ボタンは第2ボタンまで留めること。上着、ベストの着用を略する場合のみ、ネクタイの着用を略せるものとする。Yシャツは第2ボタンまで留めること。

③ 靴下はI型と同様とする。ストッキングは肌色を、タイツは紺(黒)色とする。

④ 頭髪等については以下の基準とする。

頭髪は流行に走らないこと。前髪は目にかからない程度とし、長い場合はピン留めで留める。横・後ろの長さは特に指定しない。ただし、授業等に支障がある場合（担当教科より指示）には、華美でないゴム（黒、紺、茶等）で縛る。また、パーマ・カール・脱色・変形・染髪等は不可とし、髪飾りは黒を基調とした華美でないものとする。

(4) 以上各項目の細則については別に定める。

3 放課後

次の時刻は、指導教師の指導のもとにのみ居残ることができる。

4月1日～3月末日 午後4時40分以降

4 風紀

(1) 一人の無責任な行動が、学校全体の不名誉になることを思い、本校生徒としての品位を傷つけるような行動は慎むこと。

(2) 未成年者の飲酒、喫煙は法律で禁じてあることであり、防災保安上からも絶対に禁止する。

(3) いかなる理由があろうと暴力行為、制裁行為をしてはいけない。

- (4) 集会、広告掲示、募金等は学校長の許可を受けること。
- (5) 学校用品、金銭の貸借はしないように努めること。
- (6) 学校の備品と建物は大切に取り扱い、もし誤って破損した場合は、ホームルーム担任その他を通して学校に届け出ること。(原状復帰にかかる費用は個人負担とする)
- (7) 学校の休業中あるいは日曜に登校して学校の施設、備品、その他を使用するときは、事前に教師の許可を受けて、使用終了後は報告して下校すること。
- (8) 盗難、紛失が生じた時は、すぐにホームルーム担任に届け出ること。
- (9) 風紀上問題の起こりやすいと思われる場所には立ち入らないこと。
- (10) 保護者または学校の許可を得ないで外泊しないこと。
- (11) 登下校は率先して交通道徳を守り、他の範となるよう努めること。電車・バス通学生は乗車規則を厳守し、待ち時間、車中での言動動作を慎み無作法な振舞いをしないこと。
- (12) 外出には服装を整え、本枚生徒としての名誉と自己の品位を傷つけないように心がける。特に夜間外出には注意を払い、夜間外出は差し控えることが望ましい。(群馬県青少年健全育成条例により未成年者の午後10時以降の外出は禁止されています。)
- (13) アルバイトを行う場合は、必ずアルバイト届(様式12)を提出すること。ただし1年生の1学期は、新たな生活に慣れることを優先とし、原則不可とする。
- (14) 1泊2日以上の旅を行う場合は、旅行願(様式13)を学校長に提出し、学校の指示に従うこと。但し、スキー、スケート、山登りなどの危険を伴う旅行については、日帰りであっても旅行願を提出し、学校の指示に従うこと。
- (15) 校外団体への加入および学校団体等が計画する諸行事へ参加する場合は、団体の性格、指導者、行事計画を記した願をホームルーム担任に提出し、学校長の許可を受けること。
- (16) SNSの利用は情報モラルを守り、不適切な書き込み、画像・動画等の掲載は避けること。また、SNS上のトラブルに巻き込まれないよう、その利用には十分に注意をすること。

5 衛生・掃除

自分の家または近所に伝染病等が発生した場合は、速やかに学校に届け出て指示を受けること。

6 諸届

- (1) 願、届はすべて保護者が署名捺印して学校長宛にホームルーム担任を通して提出する。
- (2) 欠席の場合、原則保護者が学校メールまたはホームルーム担任へ連絡をする。
- (3) 欠課、遅刻、早退の場合はホームルーム担任に口頭で届出をし、後に速やかに様式に従って届出をする。
- (4) 進学試験、就職試験のため欠席する場合は、届出により必要日数に対して出席の扱いを受けられることができる。
- (5) 住所変更、改正、保護者・保証人の変更は、すべて届け出なければならない。
- (6) 自宅外より通学する場合には、学校長に届け出る。

[2] 交通安全心得

自分の生命も他人の生命もかけがえのない尊いものである。交通事情がますます悪化する中で安全な交通環境をつくるため、責任と自覚を持って行動する。

1 自転車通学規定

- (1) 交通規則および太田工業高等学校自転車通学規定を遵守し、安全に通学すること。
- (2) 車道の左側を通行すること。また、歩道を通行する場合は徐行もしくは自転車を押して通行すること。
- (3) 二人乗りや並進の禁止。また、夜間には必ずライトを点灯すること。
- (4) 交差点では、信号遵守、一時停止、安全確認を行うこと。
- (5) 雨天時は、傘等を持った状態での片手運転ではなく、雨具を着用して運転すること。
- (6) 携帯電話や音楽プレーヤーを使用しながらの運転の禁止。
- (7) 「命を守る行動」として、自転車運転時には必ずヘルメットを着用すること。
- (8) 自転車保険に必ず加入すること。(群馬県交通安全条例に義務化されている。)
- (9) 通学用自転車には、所定のステッカーを見えやすい位置に貼付すること。
- (10) 自転車の整備不良が発見された場合は、速やかに修理すること。
- (11) 校内外の駐輪場では、指定された区画に駐輪し必ず施錠すること(2重ロック推奨)。
* 蕪川駅利用者は、原則として駅駐輪場を利用しなければならない。
* 自転車通学者は、学校長へ『自転車通学に関する誓約書(様式14)』及び『自転車通学許可願(様式15)』を提出することとする。

2 交通手段について

- (1) 通学は、徒歩・自転車・電車およびバスの交通機関によるものとする。
- (2) 特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード)の使用は、不可とする。

3 通学時の事故防止について

- (1) 交通規則を守り、交通事故や違反のないように十分注意する。
- (2) 通学時に限らず、日常生活においても交通道德の向上に努めること。

4 免許取得について

免許取得に関しては、下記に示す本校の「二輪自動車・四輪自動車教習規定」を遵守するとともに、自他の生命を尊い、保護者の責任の下に行うことができる。

(1) 教習条件

- ① 道路交通法および本校の「二輪・四輪教習規定」を遵守すること。
- ② 教習実施に際しては、「二輪・四輪運転免許教習届」を提出すること。
(運転免許取得後は、写しを1部提出すること)
- ③ 1学年の1学期間については、運転免許の教習は原則として認めないものとする。
- ④ 二輪や四輪の教習及び運転にかかわるすべての責任は保護者及び本人にあり、不慮の事故等であっても、学校生活に関わるすべてにおいて、特別な対応はないものとする。

(2) 利用規定

- ① 二輪・四輪の学校管理下(登下校・部活動・学校行事等)での使用は禁止とする。
(ただし、別記に定める通学利用認定者は除く)
- ② 四輪は、在学中の運転は禁止する。
(ただし、運転技術の維持等を目的とし、保護者が同乗している場合は除く。)
- ③ 二輪・四輪の運転において、反社会的な行為等があった場合は、生徒指導内規による処分を科すこととする。
- ④ 学校生活・学習活動および生活の記録(欠席・遅刻・早退)に問題がないこととする。
- ⑤ 生徒指導上の特別指導に該当した場合は、教習中断等の処置をする。

(3) 二輪教習細則

- ① 原則として原動機付自転車とする。
- ② 教習のできる期間は、休業日等で、授業・学校行事等に支障のない期間とする。

(4) 四輪教習細則

- ① 原則として教習開始は、進路決定後とする。
- ② 四輪教習は、授業・学校行事等に支障のない放課後等とする。
※定期試験の3日前から試験終了までの期間は教習停止期間とすること。
※修了検定・卒業検定及び本検定は休日・休業日を利用すること。